

事務連絡
令和4年3月16日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに
積極的疫学調査の実施について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、オミクロン株の特徴を踏まえた、濃厚接触者の特定や行動制限及び積極的疫学調査の実施方針等について、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、示されたところです。

本事務連絡中「（3）ハイリスク施設で感染者が発生した場合」のハイリスク施設には、障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、障害児入所施設が含まれます。

当該ハイリスク施設については、積極的疫学調査と濃厚接触者の特定により施設内の感染拡大を抑える効果が期待できるため、感染者が発生した場合は、感染症法第15条に基づき、当該施設から都道府県等の保健所に報告することとされ、都道府県等はこの報告に基づき、感染発生初期から積極的に調査を実施することとされています。

また、障害児者が利用する通所系・訪問系サービス事業所については、「（2）事業所等（（3）及び（4）の施設を除く）で感染者が発生した場合」及び「（5）集団感染（クラスター）が発生した場合」の考え方及び取扱いが適用されます。

つきましては、各自治体におかれましては、別添の内容について御了知いただくとともに、特にハイリスク施設において、上記の対応が遺漏なく行われるよう、管内の事業所・施設等へ周知いただきますようお願いいたします。